

令和8年4月1日以降に申請される方用



# 要保管

## 移住奨励金申請の流れ

### 引っ越し前

① 移住相談室へ転入予定日を連絡する

引っ越し日が決まったら、以下のいずれかでご連絡ください



① 入力フォームでの連絡  
必要事項をご入力ください⇒



② 移住相談室へ電話  
099-803-3074  
平日 8:45~12:00  
13:00~16:30

② 引っ越し前の自治体で転出手続きをする

### 引っ越し後

① 鹿児島市で転入手続きをする

② 引っ越し前の自治体に連絡し『住民票の除票』の発行を依頼する。郵便で取り寄せる。

必ず上の①②の順でお手続きください

#### よくある質問

Q: 住民票の除票はどこで発行しますか

A: 鹿児島市の前にお住まいだった自治体です。鹿児島市役所では発行できません。

Q: 転出手続きの際に発行できますか。

A: できません（鹿児島市へ転入済の旨が記載されたものが必要なため）。  
鹿児島市への転入手続きの後に発行してください。

Q: 家族全員分必要ですか。

A: はい。移住されるご家族全員分発行してください。

Q: 住民票の除票に記載が必要な事項は何ですか

A: 必要なもの: 氏名・生年月日・続柄  
必要ないもの: 本籍・マイナンバー

Q: 住民票の除票は何か所で発行すれば良いですか

A: 以下をご参照ください。

#### ① 1ヶ所で発行が必要な方

引っ越し前の自治体に1年以上住んでいる

鹿児島市



ここで発行

#### ② 複数ヶ所で発行が必要な方

さらに前の自治体

引っ越し前の自治体に1年以上住んでいない

鹿児島市



ここでも発行

ここで発行

※本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上鹿児島県外に在住していることを確認できる場合は、「住民票の除票」以外に、「戸籍の附票」でもお手続きいただけます。

## お手続き

# 転入日から1年以内に移住相談室にてお手続き



### ご持参いただくもの

- ①「かごしま市IJU倶楽部」会員証の写し
- ②本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上鹿児島県外に在住していることを確認できるもの（移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し）
- ③銀行のカード・通帳など振り込み先の分かるものの写し
- ④就業証明書（様式の指定あり）又は就業していることを確認できるもの（法人経営者は法人の登記事項証明書の写し、個人事業主は開業届出書の写し）
- ⑤在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し（日本国籍を有しない場合）

### 鹿児島市移住相談室へのアクセス

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市役所本庁本館3階  
民間バス、鹿児島市営バス・市電で「市役所前」下車徒歩1分



### ご記入いただくもの（用紙は移住相談室にございます）



- ①鹿児島市移住奨励金申請書
- ②個人情報の取り扱いに関する同意書
- ③暴力団排除に関する誓約・同意書
- ④請求書

★印鑑は必要ありません。

★事前に用紙が必要な方は移住相談室へご連絡ください。

★来庁が難しい場合は、郵送でも受け付けいたします。  
メールまたはお電話でお問い合わせください。

## お振込み

# 審査からお振込みまでの流れ



- ①審査終了後、ご自宅に交付決定通知書が郵送されます
- ②①の2週間後くらいに指定口座に振り込まれます

## 注意事項

- ※申請順に受付を行い、予算が無くなった時点で受付を終了いたします。
- ※奨励金の交付申請をしようとする方は、転入後1年以内に申請ください。
- ※全ての書類がそろった時点で受付となります。
- ※奨励金の交付申請は、同一世帯において1回限りとなります。
- ※記載内容は令和8年度のもので、次年度以降、変更になる可能性があります。
- ※移住支援金との併給はできません。

## 鹿児島市移住相談室

ふるさと納税・シティプロモーション戦略課内

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市役所本庁本館3階  
099-803-3074  
iju@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ



Instagram



Facebook

